

ごみ集積所まで家庭ごみを出すことが困難な世帯を支援します

# 筑西市 高齢者等ごみ出し支援 戸別収集

令和3年6月受付開始

令和3年9月収集開始

家庭系ごみをごみ集積所に排出することが困難な高齢者や障害者等で構成される世帯の生活環境の整備を支援するため、**週1回、ご自宅までごみの収集に伺います。**



## ■ご利用できる世帯 ※(1) (2) どちらにも該当する世帯

- (1) 親族、近隣住民などからごみ出しの協力を受けることができない世帯  
※ホームヘルパーの方が、訪問介護サービスでごみ出しが可能な場合は、対象になりません。  
しかし、ごみ集積所の利用時間等により、排出することが困難な場合は、対象となります。
- (2) 次の①～②のいずれかに該当する方のみで構成される世帯。
  - ① 65歳以上で、介護認定の要支援認定又は要介護認定を受け、サービス計画でごみ出しの支援が必要とされる方
  - ② 障害者で、居宅介護又は重度訪問介護を受け、サービス計画でごみ出しの支援が必要とされる方

※上記に準じる世帯や特に必要があると認められる世帯も対象となります。

**※要件に該当するか判断に迷われる場合はご相談ください。**

## ■家庭ごみの収集方法

費用は**無料**です。指定袋に入らない**粗大ごみは対象外**です。



← 利用世帯が行う

← 市が行う

## ■見守り活動

- ① 訪問時に声かけ(ごみ出しが確認できない場合)
- ② 緊急連絡先に連絡(声かけに反応がない場合)

## ■問い合わせ

筑西市 市民環境部 環境課  
電話0296-24-2130

# 申請から収集開始までの流れ

## (1) 申請 (環境課窓口)

### ■環境課窓口で申請 (委任状提出で代理申請可)

- ①環境課又は市ホームページから申請書入手
- ②必要事項を記入
- ③必要書類を用意 (介護保険被保険者証、サービス計画、障害者手帳など)

## (2) 審査

### ■書類審査

- 申請書の内容について、関係機関に確認する場合があります。
- ・市の関係部署、民生委員、地域包括支援センター、介護事業所など

### ■現地調査

- ①申請者へ日程調整などを連絡します。
- ②第三者立ち会いの上で、調査を実施します。
  - ・ケアマネージャー、民生委員、親族など
- ③申請内容を確認します。
  - ・現在のごみ出しの状況や世帯状況などを聞き取りします。
- ④排出場所を確認します。
  - ・排出場所は原則玄関先とします。
  - ・共同住宅の場合は、管理者等の同意を得ているか確認します。



## (3) 審査結果の通知

ご自宅に郵送で審査結果 (利用可否) を通知します。

### 【利用決定の場合】

- ・利用決定通知書で収集日をお知らせします。
- ・収集日までに、専用の排出容器を設置に伺います。



申請から収集開始まで、1〜2か月程度要します。

## (4) 収集開始

収集員が週に1度、午前8時30分から午後5時までの間に、専用の排出ボックスから収集作業を行います。ごみが出ていない場合など、必要に応じて安否確認を行います。

## (5) 変更・休止などの連絡

- 以下の場合、環境課での手続きが必要です。
- ・収集の終了 (施設入所、親族同居など)
  - ・一時休止 (一時的な入院、旅行など)
  - ・再開 (一時休止中の再開)
  - ・変更 (緊急連絡先の変更、世帯状況の変更)